

◎新潟県告示第468号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 漁業権者の名称及び住所
中魚沼漁業協同組合
十日町市干溝1508番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後			変更前		
(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとし、消費税分を加算した額とする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書に指定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。			(遊漁料の額及び納付方法) 第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、第1号の場合において遊漁者が小中学生以下は無料、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書に指定する方法により納付するときは、1,000円を加算した額とする。		
(1) 竿釣、又は投網による遊漁の場合			(1) 竿釣、又は投網による遊漁の場合		
魚種	漁具・漁法	遊漁料(税抜)	魚種	漁具・漁法	遊漁料
あゆ	竿釣	1年 <u>10,000円</u> 1日 <u>2,000円</u>	あゆ	竿釣	1年 <u>10,800円</u> 1日 <u>2,160円</u>
やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿釣	1年 <u>6,000円</u> 1日 <u>1,000円</u>	やまめ、いわな、にじます、うなぎ、うぐい、こい、ふな	竿釣	1年 <u>6,480円</u> 1日 <u>1,080円</u>
こい、ふな、うぐい	竿釣	1日 <u>300円</u>	こい、ふな、うぐい	竿釣	1日 <u>324円</u>
あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投網	1日 <u>3,900円</u>	あゆ、やまめ、いわな、にじます、こい、ふな、かじか、うなぎ、うぐい	投網	1日 <u>4,212円</u>
附則 <u>1. この遊漁規則の変更は、新潟県知事の認可を受けた日より施行する。</u> (令和元年10月1日 認可)					

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
令和元年10月1日